

### 真嶋宴庵伝追考：『実鑑抄』系伝書編者の 実像

MIYAMOTO, Keizo / 宮本, 圭造

---

(出版者 / Publisher)

法政大学能楽研究所 / The Nogami Memorial Noh Theatre Research Institute  
of Hosei University

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

NOGAKU KENKYU : Journal of the Institute of Nogaku Studies / 能楽研究：  
能楽研究所紀要

(巻 / Volume)

34

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

32

(発行年 / Year)

2010-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00007342>

# 真嶋宴庵伝追考

— 『実鑑抄』系伝書編者の実像 —

宮本 圭造

## はじめに

『実鑑抄』『実鑑妙伝抄』、あるいは『能優須知』『観世音御大夫伝書』などの表題を持つ江戸初期の一群の能伝書は、その内容の共通性などから、『実鑑抄』系伝書と通称されている。観世大夫元広に仮託されたこれらの伝書は、多くの伝本を有し、その成立過程もきわめて複雑であるが、これらすべてが、『舞正語磨』や『承応神事能評判』の著者として知られる秋扇翁こと真嶋宴庵の編であることが、表章『『実鑑抄』系伝書と真嶋円庵(秋扇翁)』(『能楽史新考』(一)〔わんや書店。昭和五十四年〕所収)によって明らかにされている。

もともと、その真嶋宴庵の素姓については、不明な点が多い。『舞正語磨』に「津の国大坂を立出て」とあることから、大坂の住人であったことが知られる程度で、表氏前掲論文でも、真嶋宴庵の著述に囃子についての深い知識が窺われること、『実鑑抄』系伝書や宴庵編の『檜垣型付』の奥書に細川家の家臣榎島云庵の名が見えることなどから、榎嶋云庵の鼓の弟子である可能性を指摘するにとどまっている。

しかるに平成三年になって、宴庵の素姓解明に繋がる注目すべき論が竹本幹夫氏によって発表された。すなわち、「細川藩関係資料に見る江戸時代初期の能楽(下)」(『能 研究と評論』十八号(月曜会。平成三年)がそれで、『細川家史料』)に見える能楽関連記事を紹介する中で、細川忠興の眼疾の主治医として大坂から下った真嶋慶円・円房に関する記事に言及し、真嶋宴庵との関わりを想定されたのである。『実鑑抄』系伝書が、細川家と関わりのある人物によって編纂されたらしいことは、すでに表氏の指摘するところであったが、大坂の真嶋姓の眼医者とその細川家に入りしていた事実は、『実鑑抄』系伝書と真嶋宴庵、宴庵と大坂の眼医者真嶋家とが、細川家を軸として、一本の糸で連なることを示している。この竹本氏の新見を受けて、近年の『鴻山文庫藏能楽資料解題 中』(法政大学能楽研究所。平成十年)でも、真嶋宴庵について「大坂住の医師らしい」との見解が示され、宴庵が大坂の眼医者真嶋家と関係する人物であったことは、ほぼ明らかになっているが、その具体的な関係については、なお不明な点が少なくない。

そこで本稿では、今回新たに見出した大坂の眼医者真嶋家に関わる新資料をもとに、真嶋宴庵と大坂の眼医者真嶋家との関係、および細川家との関わりについて、あらためて検討を加えることにしたい。それによって、『実鑑抄』系伝書編者の実像に少しでも迫ることが出来ればと考えている。なお、真嶋宴庵の名前の表記は、「円庵」とするが一般的であるが、本稿では原則として「宴庵」の表記を用いることにする。後述のごとく、宴庵の父が慶円、兄が円益と名乗っていることから、宴庵の名乗りは「円庵」が本来の表記であったと考えられるが、梅松院の宴庵の墓碑および過去帳にはいずれも「秋扇翁宴庵居士」とあり、宴庵編の伝書にも、「真嶋宴庵 照三」と署名するものがある。「宴庵」の名乗りは、いかにも能に遊んだ数寄者のそれに相応しく、多くの伝書を残した彼の思いを、より如実に反映しているといえよう。後年、秋扇翁の雅号を名乗ったのと同時に、「円庵」の字を「宴庵」と改めた可能性も十分に考えられる。本稿が「円庵」ではなく、「宴庵」とする所以である。

## 3 真嶋宴庵伝追考

## 一、細川忠興書状に見える大坂の眼医者真嶋

竹本幹夫氏が真嶋宴庵と大坂の眼医者真嶋家との関係に着目する契機となったのは、『細川家史料』の一連の書状であった。すなわち、元和から寛永にかけての、細川忠興の眼疾の治療に関する書状が多数収められており、大坂から真嶋慶円・真嶋円房なる眼医者を召し下して治療にあたらせたことが見える。その経緯を『細川家史料』『綿考輯録』によって、ひとまず確認しておくことにしたい。

細川忠興は晩年、ひどい眼疾に悩まされた。『綿考輯録』巻二十六によると、忠興が豊前小倉に城を築いた際、無理に神社を移転した崇りによって、眼を患ったとの風聞が当時あったという。元和四年（一六一八）二月七、八日頃から「目を煩出」、同月二十日には「両眼共二ひしと見え不申候事」となるまで病状が悪化。そこで、忠興は早速、「安晴・利齋をはじめ、爰元之目医師数人」を召して治療にあたらせるが、一向に効験がなく、急遽、大坂から「真嶋と申目医師」を小倉に呼び下すことになる。二十八日から三月十九日まで治療を受けたところ、「左之目ハ明申候て、今ハ二間三間先ノ人をハ見知申程ニ」恢復するが、「右之目ハ、うハひ候て、少も見え不申候」という状態が続いたため、さらに京都所司代の板倉重勝に依頼し、「京都にて上手之目医師一人」を召し下すように申し遣わしている（元和四年閏三月二日付書状）。それを受けて、「尾州真嶋大法院」なる眼医者が治療のため小倉に下るが、治療は失敗し、「結句能方之目」までもが「かすミ出候事」となったため、急遽、大法院は送り返され、再び大坂の真嶋が呼び戻されている（元和四年六月二日付書状）。元和四年六月二十六日付の忠興書状には「我々目、大坂真嶋慶円療治にて、かたのこたく得験候」とあり、その大坂の眼医者真嶋が「慶円」という名乗りであったことが知られる。

忠興は翌月十三日、母光寿院危篤の報を受けて、江戸に向けて出船することになるが、激しい向かい風のために船

は思うように進まず、十数日間航行を続けて、ようやく播州室津に到着する有様であった。出船の前には「大坂慶円療治二而、十之物九程丸ク成、其位ほと見え出候」までに恢復していた眼疾も、「光寿院殿之儀ニ氣遣、又ハ今日迄十三日舟ニゆられ申心候哉、又眼少ほそ長ク成、其位ほと又かすミ出申候」と、再び悪化の様子を見せている(七月二十五日付忠興書状)。その船中でも、忠興は真嶋から治療を受けていたらしい。同書状には、「乍去、真嶋慶円船中二居申候間、療治申付候」とあり、真嶋慶円が忠興と同船していたことが知られる。忠興の急ぎの出府にもかかわらず、七月二十六日に光寿院が逝去。そのため、忠興は出府を取りやめ、京都にしばらく滞在した後、小倉に戻るようになるが、この時、慶円はおそらく忠興の小倉帰国には同行せず、大坂の自宅に戻ったのであろう。

それから二ヶ月余り後、忠興は再び小倉から出府の途につく。十月上旬に出船し、十一月二十四日に江戸到着。その途中、京都にしばらく滞在し、滞在中に再発した眼疾の治療のため、「大坂<sup>江</sup>又真嶋よび二遣」している(十月二十三日付、二十七日付書状)。この時は簡単な診察を受けた程度であつたらしく、「今度かすミ候分者、五日十日之内二前のことくなるへき」との見立てにより、まもなく忠興は京都を発ち、江戸に下っている。

その後はしばらく眼疾が大きく悪化することはなかったが、寛永二年(一六二五)の「六七月比、又々御眼病に」悩まされることになった(『綿考輯録』)。当時、忠興は江戸に滞在しており、江戸から小倉の細川忠利に宛てた書状には、「目少煩候間、用印判候」などの文言がしばしば見えている。七月二十九日付の書状に「はや得驗申候」とあるのによれば、七月末頃には眼疾の状態はかなり良くなっていたようである。治療を受けた医者の名前は記されていないが、細川忠利が父忠興に宛てた書状(同年七月二十日付)に、「御目然々共無御座付而、真嶋など被召寄候由承候」とあり、この時も、大坂の真嶋が治療にあつたのであろう。

忠興はその二年後の寛永四年にも、中津から江戸に下る途中、京都において真嶋の治療を受けている。同年三月二

## 5 真嶋宴庵伝追考

十七日付の忠興書状に「船中より目少差発二付、大坂より真嶋円房召寄療治候（中略）目ハ大方能候」とあり、大坂の真嶋円房の治療により、眼疾は快方に向かつていたことが記されている。

続いて真嶋の名が忠興の書状に現れるのは、寛永十二年である。同年三月十二日、忠興は江戸に向けて九州を立出。二十七日の晩に大坂に到着した際、真嶋のもとへ使を遣わし、追って京都に上るよう申し渡している。しかし、この時すでに真嶋は体調を崩し、瀕死の状態にあつたらしい。同年三月晦日付の書状には、「内々真嶋召寄、養性可申と存（中略）真嶋、近日可相果様二煩申候」、四月十一日付の書状には、「真嶋ハ萬事限二相煩相果可申」とある。そこで、忠興は京都で新たに「上手之目薬師」を探すことになり、「一段上手之由」の聞こえが高い玉養なる眼医者の治療を受けている。

以上、忠興の眼疾の経過を長々と見てきたが、この間、継続して忠興の治療にあつたのが、大坂の目医者真嶋であつた。その真嶋について、忠興書状は「真嶋慶円」「真嶋円房」「真嶋」と記す。この真嶋姓の人物が同一人物である確証は得られないが、寛永十二年を最後に、真嶋による治療が中断していることから、同人である可能性が高いといえよう。というのも、元和四年六月二十六日付の忠興書状に見える「真嶋慶円」は、寛永十二年五月二十九日の没であることが後述の梅松院過去帳によつて確認でき、寛永十二年四月十一日付書状に「真嶋」が「萬事限二相煩」と記されていることも符合するからである。

その真嶋慶円について、竹本氏が宴庵との関わりを示唆されたのは、両者の名前が近似すること、ともに大坂の住人であること、細川家との関わりが窺えること、などに基づく類推であつた。しかし、この真嶋慶円が宴庵と何らかの関わりを持つ人物であることは、他の資料の出現を待つまでもなく、法政大学鴻山文庫蔵『道成寺型付』によつて、すでに明らかである。同書は大坂の観世流能大夫、浅井織之丞家に伝わつた資料の一つで、慶長十年（一六〇五）九月

の金春七郎氏勝の奥書がある(道成寺)の型付であるが、現存するのは江戸後期の写本で、奥書に続いて、天明元年(二七八一)に「真嶋隆徳老伝来書」を借り受けて書写した由の次のような識語がある。

右道成寺、年月從御執心に一子之外相伝有間鋪、神文不疎候之条、家之秘密不殘書記、令伝受候。必々不可有他見者也。

慶長拾年

乙巳ノ九月三日

竹田今春七郎

秦氏勝(花押)

判凡如此

真嶋慶円老參

右真嶋隆徳老伝来書、此度借請書写畢

野口与市

勝延(花押)

天明元丑九月

注目されるのは、ここに「真嶋隆徳老」なる人物の名前が見えることである。実はこの真嶋隆徳の名は、観世文庫蔵『檜垣型付』の奥書にも次のように見えている。

右之本、真嶋円庵自筆の一卷を真嶋隆徳所持、岩井七郎右衛門直恒借受写之、見せられ候故、古書面白ク、幽室写之置也。

天明七丁未歳六月七日

七十八才ノ時 豊慶(花押)

すなわち、真嶋隆徳が所持していた真嶋冥庵自筆の(檜垣)型付を、岩井七郎右衛門直恒が借り受けて書写し、それをさらに片山豊慶(幽室)が書写したという。真嶋隆徳が冥庵自筆の型付を所持していたのは、隆徳が冥庵の末裔であったからに他ならない。その隆徳が、真嶋慶円に相伝された『道成寺型付』をも所持していたということは、真嶋慶円もまたその先祖に連なる人物であったことを物語っている。真嶋慶円と冥庵とは近しい親族であったと見てまず

## 7 真嶋宴庵伝追考

間違いないであろう。

真嶋慶円が大坂の眼医者であったように、真嶋隆徳も大坂で眼科医を営む医者であった。寛政末年（一八〇〇）頃刊の大坂医師の見立番付「新板浪華御医師相撲見立」（中野操『大坂医師番付集成』（思文閣出版。昭和六十年）所収）には、「頭取」五人の一人として「真島隆徳」の名が見え、その一族らしき「真島泰安」も、「世話人」として名前が挙がっている。下って文化八年（一八一二）刊の「浪花御医師見立相撲」になると、真嶋隆徳の名は掲載されず、「真島泰庵」のみ名前が挙がっているのは、この間に隆徳が没したか、隠居したかの何れかであろう。「浪花御医師見立相撲」はその「真島泰庵」につき「今バシ」と住所を記している。真嶋宴庵が眼医者であったことを伝える記録は見当たらないが、その一族と思われる真嶋慶円や真嶋隆徳がともに眼医者であったことは、宴庵も彼らと同じく眼科医を業とする人物であった可能性を示唆していよう。

そもそも真嶋家は「大坂が古いか、今橋が古いか、真島が古いか」という言葉が俗間で言い習わされるほどの旧家であり、その大坂来住は、戦国期の永祿七年（一五六四）にまで遡ると伝えられている（『東区史』人物編）。以来、真嶋家は代々、大坂の今橋に住み、眼医者を家業として営んでいた。近世の大坂案内書には、延宝七年（一六七九）刊の『難波すずめ』に、「目医師 まじま丁 安栖」とあるのをはじめ、元禄九年（一六九六）刊『難波丸』に、「今橋二丁目 真嶋安西」「津村西丁 真嶋碩庵」、安永六年（一七七七）刊『難波丸網目』に「今はし二丁目 真嶋見徳」「今はし二丁目 真嶋玄庵」など、江戸期を通じて眼医者真嶋の名が見えている。大坂中之島の北浜あたりを指して「まじまの浜」と称し、「今橋一・二丁目より北浜一・二丁目辺」を「まじま町」と呼ぶのは、そこに真嶋家の住宅があったためと伝えられ（『浪華百事談』『大阪府全誌』）、真嶋家が「大坂の地名に名を留めるほどの由緒ある家系であったこと」を物語っている。

その眼科医真嶋家について、昭和十七年に刊行された『東区史』人物編に詳細な記事が見られる。同書の人物編は、大阪市東区(現中央区)に居住した著名人や同区に縁のある人物の略伝を数多く収め、戦前の編纂ながら、綿密な調査に基づいた記述は今も利用価値が高いが、その医者項目に、同区の今橋二丁目邸宅があった真嶋家歴代の略伝が載っているのである。そこには、ごく簡略な記述ながら、大坂真嶋家の祖常賢が織田家臣松井家の出であること、長男照斎は薩摩島津家、次男慶円は藤堂家に入入りしたことなど、従来知られていなかった多くの興味深い事実が記されている。さらに注目されるのは、その慶円の次男として「冥庵」の名が見え、「三斎公に仕へて『舞楽大全』六十巻を撰した」と記されていることである。この冥庵こそ、『実鑑抄』系伝書の著者として知られる真嶋冥庵その人にも他ならない。すなわち、冥庵は『細川家史料』に見える真嶋慶円の次男にあたり、父慶円と同じく、細川忠興(三斎)と深い繋がりがあつたらしいのである。次節では、この『東区史』の記述をもとに、真嶋家の系譜、および慶円・冥庵父子と細川家との関わりをさらに詳しく見ることにしたい。

## 一、眼医者真嶋家の系譜

大坂の真嶋家は正和元年(一三二二)に尾張真島寺に生まれた真島大一坊良円(康暦二年没)に始まるという。尾張の真島寺とは、尾張国海東郡馬島村の薬師寺のことであろう。薬師寺は馬島流眼科の本拠地で、馬島清眼(康暦元年没)以来、同寺の僧侶が代々眼科の治療を行っていた。その支流に大智坊馬島派などの諸流があつたが、真島大一坊良円も、同じく馬島流眼科の流れを汲む医僧であつたと考えられる。

『東区史』人物編によれば、その真島大一坊良円は、延文五年(一三六〇)、後光厳天皇の眼疾を治療して効験があり、以後、歴代は京都に住み、永祿七年、十五代目真島常賢の代に大坂に移住したという。この真島常賢は、織田信

## 9 真嶋宴庵伝追考

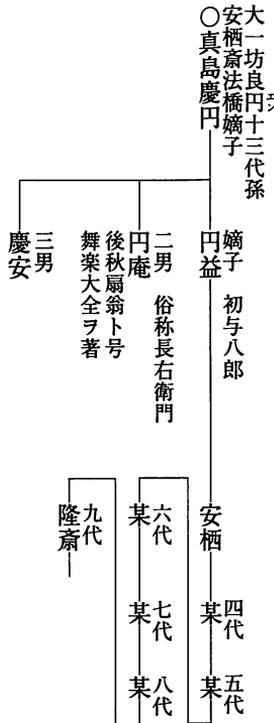
長の家臣松井友閑(堺の代官をもつとめた)の子で、後に真島家の養子となった人物であるが、「足利義輝の眼疾を治療して安栖斎の号を賜はり、又元龜五年六月には豊後に下つて、大友氏の眼疾をも治療する等、医術に長じ且つ交友も極めて広」かったと伝えられる。『東区史』人物編は、その常賢以後の系譜について、次のように記している。

其の長子照斎は薩摩に至つて、嶋津龍伯公の眼疾を治し、次子慶円は細川三斎の依嘱に依つて、藤堂高虎の眼疾を治して江戸の邸に滞留してゐたこともある。慶円の次子宴庵は、三斎公に仕へて「舞楽大全」六十巻を撰した。

元真島家は京洛に居つた頃から、細川家とは縁故があつて特に幽斎・三斎両公の知遇を蒙つたことは、今猶保存せられてある当時の消息文に依つて明かである。寛永年間に至つて、慶円の長子円益は其の子梅松が、附近の川で遊泳中過つて溺死したのを弔ふ為、一字を建立した。今の東区八丁目中寺町の臨濟宗梅松院は即ちそれである。

右によつて、江戸初期の真嶋家の系譜がある程度明らかになる。すなわち、真島常賢に長男照斎、次男慶円の二子があつたこと、慶円に長男円益、次男宴庵の二子があつたことなどで、これにより、細川忠興の書状に見える真嶋慶円と宴庵とが親子関係にあつたことが明らかになる。また、「元真島家は京洛に居つた頃から、細川家とは縁故があつて特に幽斎・三斎両公の知遇を蒙つたことは、今猶保存せられてある当時の消息文に依つて明かである」と、真嶋家と細川家との関係を伝えているのも注目されることである。右の記事によれば、細川家との交流を伝える書状の類が、当時、真嶋家には数多く所蔵されていたようであり、『東区史』の記述は、おそらく真嶋家にあつたこれらの書状類や系譜資料をもとに書かれたものと思われる。しかし、その依拠資料は現在見ることができない。真嶋家の子孫は現在も東京に健在であるが、所蔵文書のほとんどを戦災で失い、今は真島大一坊良円の掛幅画を残すのみであるからである。『東区史』が言及する資料の多くは、すでに戦火で失われてしまったのであろう。もつとも、今回調査を進めていく中で、その写しと思われるものが現存することが分かった。永青文庫蔵『雑録』がそれで、細川藩士な

どの諸家に伝わる古文書や由緒書を集めて採録した江戸後期の写本である。同文庫の目録『細川家旧記・古文書分類目録』には総記・雑の部に掲載されており、その細目には「眼医直嶋慶円へ下された御代々御書」とあるが、この「直嶋慶円」が真嶋慶円の誤記ではないかと見当をつけ、原本を閲覧したところ、はたして同書の目次には、「眼医真嶋円庵・慶円等江被下候御代々御書「末孫隆齋方出ス」とあり、真島慶円・冥庵らに送られた細川忠興・忠利・光尚の書状、計二十三通を記録したものであることが判明した。これらはいずれも真嶋慶円の子孫にあたる真嶋隆齋が細川藩に提出したものの写しであり、隆齋が細川家への出入りを願ひ出るにあたり、真嶋家が代々、細川家出入りの医師であったことを証明するための資料として、これらの書状の写しが提出されたらしい。すなわち、同書の注記に「右真島隆齋者大坂ノ町医、于今眼科いたし候由、此節御立入奉願候間、書面ニ抛り、略系認候処、如左」とあり、続いて次のような真嶋家の系図が書き留められている。



同書記載の真嶋隆齋の口上によれば、真嶋家は数代にわたって細川家に出入りしていたものの、慶円の孫にあたる真嶋安栖が病弱であったため、「御立入中絶」となったという。その安栖から数えて七代目にあたる真嶋隆齋が、あらためて細川家への出入りを願ひ出たのであるが、その願ひが聞き届けられたかどうかは明らかでない。

## 11 真嶋宴庵伝追考

ともあれ、ここではまず、その真嶋隆齋が藩に提出した真嶋家蔵の書状二十三通の概要を見ていくことにしたい。  
 『雑録』の掲載順に、書状の月日付と差出・宛名を掲げ、括弧内に書状の大まかな内容を記す。なお、差出・宛名の  
 表記は原文書通りとする。

- ① 九月二十七日付真嶋円庵老宛三齋宗立書状(鯛塩辛送給につき礼状)
- ② 閏十一月二十八日付真嶋円益老宛三齋宗立書状(赤貝送給につき礼状)
- ③ 十二月二十六日付真嶋円益老宛三齋宗立書状(赤貝・氷豆腐送給につき礼状)
- ④ 八月九日付真嶋円益老宛三齋宗立書状(蒲菊送給につき礼状)
- ⑤ 三月四日付真嶋円益老宛三齋宗立書状(高麗胡桃送給につき礼状)
- ⑥ 十二月三日付真嶋円益老宛三齋宗立書状(郡山より到来の鯛だしこ茄子漬送届につき)
- ⑦ 五月四日付真嶋円益老宛三齋宗立書状(端午の祝儀として毎月送給につき礼状)
- ⑧ 二月二十八日付真嶋円益老宛三齋宗立書状(吉野葛送給につき礼状)
- ⑨ 七月五日付真嶋慶円老宛三齋書状(長右衛門・若内老の預かりにつき)
- ⑩ 四月七日付真嶋慶円宛三齋書状(要用の折留守居に申し遣わすべきにつき)
- ⑪ 四月七日付藤泉州宛三齋書状(真嶋慶円による眼疾治療につき)
- ⑫ 六月七日付真嶋慶円老宛三齋書状(江戸長期滞在の慰労および仙兵太の眼疾治療につき)
- ⑬ 十二月二十九日付真嶋円益老宛三齋宗立書状(歳暮の祝儀として蛤送給につき礼状)
- ⑭ 十一月十四日付慶円老宛三齋書状(眼疾の容態につき)
- ⑮ 十一月三日付真嶋与八郎宛細越中書状(甘干送給につき礼状)

- ⑭四月二十四日付真嶋円庵宛細越中忠利書状(先日入来につき)
- ⑮六月十一日付真嶋円益老宛細肥後光利書状(眼疾平癒の報告および伊予迄下向の御礼につき)
- ⑯正月二十八日付真嶋円益老宛細肥後光利書状(年頭の祝儀として五明送給につき礼状)
- ⑰二月八日付真嶋円益宛細肥後光尚書状(春陽の祝儀として朝鮮扇送給につき礼状)
- ⑱正月二十五日付真嶋円益宛細肥後光尚書状(年頭の祝儀として條送給につき礼状)
- ⑲二月六日付真嶋円益宛細肥後光尚書状(扇子送給につき礼状)
- ⑳正月二十五日付真嶋円益宛細肥後光尚書状(條送給につき礼状)
- ㉑正月二十六日付真嶋円庵老宛細肥後光貞書状(年頭の祝儀として五明送給につき礼状)

『雑録』に収められた書状のうち過半を占めるのは、細川忠興(三齋宗立)の書状で、全部で十四通を数える。⑪が藤堂和泉守高虎宛のものであるほかは、いずれも真嶋氏に宛てたもので、慶円宛のものが四通、円益宛のものが八通、円庵(宴庵)宛のものが一通である。残りの九通は、細川忠利、光尚(光利・光貞)の書状で、その内訳は忠利の真嶋与八郎宛書状、円庵宛書状が各一通、光尚の円益宛書状、円庵宛書状がそれぞれ六通、一通となっている。

いずれの書状にも年記の記載がないが、細川忠興の書状は、差出の署名に「三齋宗立」「三齋」とあることから、いずれも彼が三齋を名乗った元和六年(一六二〇)から正保二年(一六四五)に没するまでの間のものであることが分かる。そのうち、②の閏十一月二十八日付書状については、閏十一月のある年が同期間中、寛永十六年(一六三九)のみであることから、同年の書状と確定できる。一方、忠利の書状は、彼が越中守となった元和八年から、寛永十八年に没するまでの間のものであり、光尚の書状は差出署名に「細肥後光利」とある⑰⑱は、彼が元服して肥後守光利を名乗った寛永十二年から、諱を光貞に改める寛永十七、八年までの間のもの、「光貞」と署名がある⑲は、同年以降、

## 13 真嶋宴庵伝追考

諱をさらに光尚に改める寛永十九年秋までの間のもの、「光尚」と署名がある①⑨から②②の四通は、寛永十九年から慶安二年（一六四九）に光尚が没するまでの間のものと推定される。

書状の内容は、見舞や年頭祝儀の品として送られてきた進物に対する礼状が殆どである。その文面も型通りのものが多く、真嶋宴庵と能との関わりを示す具体的な記事は残念ながら見られない。しかし、真嶋家と細川忠興との親密な間柄を窺わせる書状や、慶円の江戸長期滞在を伝える書状など、興味深い内容のものもいくつか見られる。例えば、⑩四月七日付の書状には次のようにある。

尚々我等目、此比一たんにて候、可御心安候、已上

藤泉州以書状申候間、令啓候、江戸へ泉州供候而被參候由、御太儀共二候、不及申、いつまでも泉州次第逗留候而療治之儀、御油断有間敷候、若用所在候者、我等敷留守居清田九市郎・町源右衛門二可被申候、則其通申遣候、可被得其意候、尚期後音候、恐々謹言

卯月七日

三齋  
御書判

真嶋慶円

これは、「藤泉州」すなわち藤堂高虎の御供として江戸に下った真嶋慶円に宛てた書状である。藤堂高虎が眼疾を煩ったのは晩年の元和末年のことで、元和九年、京都において眼疾の治療を受け、寛永元年三月上旬には江戸に下っている（『公室年譜略』）。高虎はその後、二年あまりを江戸で過ごし、寛永三年六月に上洛、同年十月に再び出府した後、寛永七年十月に亡くなるまで江戸で過ごし、寛永三年十月の江戸下りに際しての書状とするには月が離れすぎている。寛永元年三月の出府直後の書状である可能性が高いと言えよう。「いつまでも泉州次第逗留候而療治

之儀」とあるのによれば、慶円の江戸滞在は長期に及ぶ予定であったらしく、忠興は慶円に宛てて、何か要用があれば江戸の留守居役に申しつけるように、と書き送っている。

この書状と関係するのが、⑩の同日付書状である。すなわち、江戸の藤堂高虎に宛てた細川忠興の状であるが、そこには、「ましま慶円」の治療により、忠興の眼疾が快方に向かったことが次のように記され、慶円に対する忠興の信頼のすこぶる厚いことを伝えている。

尚々ましま事一段心やすきものにて御さ候間、御近所二をられ申□□、いかにもくゆるく〜とれうち可被仰付候、御ゆかしさ山々、已上

其以来久不通無音仕候、江戸へ被成御越候由、御大儀共候、御目、ましま慶円二れうち被仰付由、一段可然存候、我等よく覚申候、ましまれうちハはり不参様ニおほしめさるへく候へとも、あとへもはり不申候、未ほとよく御さ候間、可被成其御心得候、我等目煩申時も、ましまれうちにてはり不参やうニ存、くすしを数多かへ申候ツれとも、何もよく無之、ましま葉にてとくりと目すハリ申候、今もおこり申候時分、ましま葉をさし申候、ゆるく〜と養性可然存候、我等も当年ハ可罷越候間、萬々期面候、以上、恐惶謹言

卯月七日

本ノマ、

三□

藤泉州殿

御書判

人々御中

前掲『東区史』人物編が、真嶋慶円について、細川三斎の依頼により藤堂高虎の眼疾を治療し、江戸の邸に滞留していたというのは、この書状に基づく記述なのである。『雑録』の注記には、「御書簡者三斎公様御真蹟ニ而、慶円眼療之儀被為仰進候御文面故、藤堂様を慶円拝領仕候由ニ而、今以珍重秘蔵仕罷在候」とあり、慶円が藤堂高虎から

拝領したものである。

右の書状の末尾に「我等も当年ハ可罷越候」とあるように、細川忠興は寛永元年中に江戸に向かって国元を出発している。『綿考輯録』によれば、十二月に中津を発駕、同月二十五日に京都着、江戸に到着したのは、年が明けて寛永二年の初頭だった。その年の六、七月頃、忠興の眼疾が再発し、江戸において「真嶋」の治療を受けたことは先に述べた。この「真嶋」が真嶋慶円であるとすれば、慶円は寛永元年三月に藤堂高虎に付き従って江戸へ下向した後、翌寛永二年にかけて、ほぼ一年近く江戸に滞在していたことになる。

これと関わって注目されるのが、⑫の六月七日付書状である。同じく忠興が江戸の真嶋慶円に宛てた状で、「仙兵太」の眼疾に言及し、慶円の長期にわたる江戸滞在を勞う旨が記されている。

以上

仙兵太見廻ニ飛脚下申候間令申候、兵太御目少ツ、能御入候由、御書中ニ相見候、我々大慶此方之弥心永御養性候へと申遣候間、可有其御心得候、永々御在江戸御辛勞ニ候、先書ニも如申、兵太殿、我等別而無等閑儀候間、可被入御精候、円庵も下向候へハ、今度同船ニ而上申候、無事候間、可被御心安候、期後音候、恐々謹言

六月七日

三斎  
御書判

真嶋慶円老

右に見える「仙兵太」は信州上田藩主の仙石兵部太輔忠政であろう。仙石忠政は寛永五年の没であるから、この書状は当然それ以前のものとなるが、正確な年時は不明である。ただし、文中、真嶋慶円の長期にわたる江戸滞留に触れていることと、細川忠興が近々国元から上洛の途につく由が記されていることが、年時特定の手掛かりとなる。ま

ず、真嶋慶円の江戸滞在について、それが寛永元年から翌二年にかけてのことだったらしいことは先に述べたが、右の書状がそのいずれかの年のものである可能性は低いと思われる。というのも、寛永二年の忠興は六月の時点でまだ江戸に滞在しており、右の書状が国元から発信されたものであるらしいことと齟齬し、また、その前年の寛永元年も、忠興は国元の中津にいたものの、中津から上洛の途についていたのは同年十二月のことであり、右の書状で近々の上洛を伝えていることと合致しないからである。三月に出府したばかりの真嶋慶円に対して、「永々御在江戸御辛勞二候」というのもやや不自然であり、寛永元年、二年の書状とは考えがたい。とすると、右の書状はいつ出されたものなのであろうか。細川忠興の上洛時期との関係でいえば、寛永三年六月の書状である可能性が考えられる。すなわち、『綿考輯録』によると、忠興は「寛永三年丙寅六月、中津御発駕、御上京」の途についている（『細川家史料』所収寛永三年六月十九日付忠興書状によれば、同日、忠興は京都吉田に到着したという）。彼が三斎宗立と名を改めた元和六年閏二月から寛永五年までの間で、六月中に上洛の途についていたのは寛永三年だけであり、他の年の中津発駕は、元和八年が十一月、寛永元年が十二月、寛永四年が三月と、いずれも数ヶ月隔たった時期の上洛なのである。右の書状が寛永三年六月のものであったとすると、真嶋慶円は寛永二年から翌三年にかけて、なお江戸に滞在していたことになるが、慶円の江戸滞りは四月七日付の忠興書状に「いつまでも泉州次第逗留」とあるように、藤堂高虎の眼疾治療のため、当初から長期滞在を予定していた。その高虎が寛永三年六月に上洛した後も、なお引き続いて仙石忠政の治療にあたっていたとすれば、江戸の滞在期間がさらに延びた可能性も十分に考えられよう。右の書状に「永々御在江戸」とあることも符合し、以上を考え合わせれば、右は寛永三年の書状である可能性が最も高いのではなからうか。

注目されるのは、右の書状に「円庵」の名が見えることである。この「円庵」は、真嶋冥庵のことと見て間違いないであろう。すなわち、「円庵も下向候へハ、今度同船二而上申候、無事候間、可被御心安候」とあり、「円庵」も下

向したので今度同船にて上洛の途につくであろうこと、こちらは無事であるので、安心するようにとの旨が伝えられている。「御心安」とあるのは、息子「円庵」の無事を心配する父慶円の気持ちを察しての文言に相違なく、「円庵」の年齢が当時まだそう高くはなかったことを窺わせる(ただし、「円庵」の法号を名乗っていることからすると、すでに元服を済ませていた可能性が高い)。

だが何より注目されるのは、右の書状が、「円庵」と細川忠興とが一時行動を共にしていた事実を伝える点である。『雑録』には、宴庵と忠興との交渉を伝える書状が他にもある。例えば、①の九月二十七日付書状には次のようにある。

以上

為見舞被差越飛脚念入候、色々之いはし塩から一桶被持越、満足二候、則可令賞翫候、猶期面之時候、恐々謹言

九月廿七日

三斎

宗立御印

真嶋圓庵老

進之候

右は細川忠興が宴庵に宛てた鯛塩辛の礼状であり、年時不明ながら、忠興と真嶋宴庵との直接の交流を示す数少ない資料の一つである。その書状に続いて、さらに、次のような朱書きの注が見えるのが注目される。

付帋

円庵儀ハ慶円の次男、円益之弟二而、俗称長右衛門と申<sup>(後説之)</sup>二、尤家名相統不仕候得共、父慶円、兄円益同様、格

別奉蒙御懇命、殊ニ若年之比、乱舞を相嗜居申候間、数年御側二而奉勤仕候者御座候。其後老年ニ至り、秋扇翁ト自号仕、舞楽大全と申書物六十卷著述仕候。右書物ハ其節奉供高覧候哉否之儀ハ、手元記録無之候付、相分兼申候。

この朱書きの注は、冒頭に「付帯」とあるように、もともと真嶋隆斎から提出された文書に付紙として付された注記であったと思われる。注記の筆者は真嶋隆斎と推察されるが、そこには真嶋宴庵の伝記について、短いながらも実に興味深い内容が書き留められている。宴庵が慶円の次男で、円益の弟であったこと、『舞樂大全』全六十巻の著書があることは、先の『東区史』人物編にも見えるところであるが、宴庵の俗称が長右衛門であったこと、若年の頃に「乱舞」、すなわち能を嗜み、忠興の御側に数年勤仕したことなどは新知見に属する。とりわけ、若年期の宴庵が数年間にわたって忠興に近侍したという点は、宴庵と能との関わりを考える上でも、大いに注目されるであろう。

その忠興近侍の実態は明らかでないが、参考になると思われる資料が存在するので、合わせて紹介しておきたい。

⑨の七月五日付忠興書状は、宴庵の父慶円に宛てたもので、慶円が早々に上りの途についていたことを惜しむ内容の書状であるが、そこには次のように、長右衛門と若内老の二人を忠興が一時預かっていた由が見える。

已上

去月廿六日之御折紙令披閱候、無事ニ上着之由珍重候、此度早々御上、御残多存候、面ニも如申、長右衛門・若内老本ノマ預り申候、万事可心安候、期後音候、恐々謹言

七月五日

三齋

御書判

真嶋慶円老

御返報

ここに見える二人のうち、若内老については不明だが、長右衛門は宴庵その人であると思われる。すなわち、『雑録』によれば、宴庵には「長右衛門」の俗称があったといい、それが事実だとすれば、右の長右衛門は宴庵のことである可能性が高いからである。問題となるのは、右の書状の年時である。忠興が三齋を名乗った元和六年閏十二月以

降、慶円が亡くなる寛永十二年五月までの間の書状であることは動かないが、さらに期間を絞り込むと、⑩の六月七日付書状に「円庵」の名が見え、それが寛永三年の書状と推定されることが年時特定の一つの目安となる。すなわち、長右衛門の名乗りは、円庵を名乗る以前の若名であったと推察されるから、右の七月五日付書状は寛永二年以前に発信されたものである可能性がまず想定されよう。また、右の書状は、その内容から推して、江戸あるいは中津からの状であったと考えられる。元和六年から寛永二年までの間で、七月五日に忠興が江戸にいたのは元和八年と寛永二年であり、元和七年・寛永元年には中津、元和九年には京都吉田にいたことが確認できる〔細川家史料〕。このうち、寛永二年七月は忠興だけでなく真嶋慶円も江戸にいたと推察されるから(先述)、右の書状の内容とは合致しない。また、寛永元年七月も、忠興は中津にいたが、同年三月頃、慶円は藤堂高虎とともに江戸に下っているため、やはり条件には合わない。元和九年七月も忠興の在洛中であり、同年の書状とは考えがたい。とすると、右の書状は元和七年か八年のいずれかの年のものである可能性が高いということになる。元和八年ならば、在府中の忠興を訪ねて、慶円が江戸に下っていたことになるが、慶円の江戸下りの理由が判然としないなどの疑問が残る。一方、元和七年ならば、同年夏に忠興は隠居して中津城に移り、一方、息子の忠利は新藩主として小倉城に入っており、その家督相続の御祝として、慶円が中津を訪れたことは十分に考えられる。以上を総合するなら、右は元和七年の書状である可能性が最も高いのではなからうか。

その慶円の中津下向に宴庵も同行していたのか、それともこれ以前から忠興のもとに近侍していたのかは定かでない。しかし、後者の可能性の方がより高いのではないかと私は考えている。というのも、右の書状に「面二も如申、長右衛門・若内老預り申候、万事可心安候」とあり、長右衛門・若内老を預かっているので安心するようにとの旨を、慶円と対面の折に口頭で伝えた由が記されているからである。宴庵がこの時、慶円とともに中津に下り、そこで忠興

に預けられたのであれば、わざわざ「面二も如申」と断る必要はないであろう。宴庵がまだ小倉などにおり、その場に居合わせなかったため、宴庵の無事を口頭で伝えたのだと思われる。元和四年、慶円が眼疾の治療のために小倉の忠興のもとを訪れた際に宴庵も同行し、それ以降、父慶円が帰国した後も、引き続き小倉にとどまっていた可能性があるのではなからうか。そうだとすれば、『雑録』に「数年御側二而奉勤仕候」とあることも符合する。

若年期の真嶋宴庵は、おそらくこのような環境にあつて、忠興の周囲で催される能に頻繁に接する機会を持つたのであろう。細川家出入りの能役者や、家中の能役者から直接教えを受けることもあつたかも知れない。そうした中で見聞きした内容が、『実鑑抄』系伝書の基礎になっているのではないかと考えられる。従来、『実鑑抄』系伝書に見える様々な能役者からの秘伝相伝は、宴庵の捏造であり、信じがたいものとされてきた。例えば、『実鑑抄』系伝書の一本である田安家本『実鑑抄』には、〈杜若〉の「しら拍子」につき、松田円斎・小笛の二人から習った由が見え、〈道成寺〉については、「観世三郎元広より細川兵部大夫殿へ相伝の趣を、子息細川越中守忠興公へ相伝有て、豊前国小倉にて予つぶさに是を伝受せり」と、豊前小倉において忠興から相伝された由を記している。この田安家本『実鑑抄』は、奥書によれば、細川家中の横嶋云庵が細川幽斎から相伝された秘伝をまとめた伝書であり、右の記事の「予」はすなわち横嶋云庵のことを指しているが、表氏がすでに指摘しているように、これは宴庵が横嶋云庵の名を騙った仮託伝書である可能性が高いとされている。しかし、真嶋宴庵が忠興の御側に仕え、家中の人物とも親しく接していたとすると、『実鑑抄』系伝書が伝える秘伝相伝にも、何がしかの事実の反映を認めることが出来るのではあるまいか。すなわち、横嶋云庵から相伝の趣を聞いたとか、あるいは宴庵自身が細川家の能役者から教えを受けた、などの事実をもとに、『実鑑抄』系伝書が編まれている可能性が考えられるのである。もつとも、宴庵が正式に伝書の相伝を受けていた可能性は低いように思われる。おそらくは、細川忠興と横嶋云庵、およびその周囲にいた能役者

との間で交わされる能楽談儀を、耳学問のようにして聞き覚えた内容が、『実鑑抄』系伝書の記述に投影されているに過ぎないのであろう。そう考えれば、喜多七大夫を「木田七太夫」、似我与左衛門を「自我与左衛門」、下川丹齋を「西川丹齋」とするような人名の誤り(特に用字の誤り)が、『実鑑抄』系伝書に頻繁に見られることも、容易に説明がつくのである。

宴庵が細川忠興の御側において能に親しんだのは、彼の若年期のことであつたと思われる。宴庵の九州在国を物語る書状が存在する元和七年と寛永三年、彼はまだ十代から二十代前半の青年であつたと考えられるが、その後も真嶋家と細川家との交流が続いていたことは、円益や宴庵に宛てた寛永十年代後半の書状が多く残されていることから明らかである。<sup>(3)</sup>しかし、その書状の文面からは、細川忠興が真嶋慶円に宛てた書状に見られるような、親密な感情の吐露があまり窺えない。六月十一日付の真嶋円益に宛てた細川光利の書状が、伊予まで下向した円益の労をねぎらい、船中にて眼疾が平癒したこと喜びを書き送っているほかは、いずれも年頭の祝儀の品が届けられたことなどに対する形式的な礼状の範囲にとどまっている。細川家との関わりの深さでいえば、宴庵の若年期と壮年期とでは、大きな格差があつたといえよう。寛永末年以降の宴庵が、細川家で催される演能を親しく見聞する機会はあまりなかったのではないかと想像される。宴庵の著書に名前が見える能役者も、その殆どが江戸初期の寛永以前に活躍した人物であり、それ以降の能役者への言及があまり見られない。その背景には、こうした宴庵を取り巻く環境の変化があるいは関係しているのかも知れない。

### 三、真嶋宴庵の生没年

真嶋宴庵の生没年は従来不明とされている。まず、生年については、万治元年(一六五八)の京都での喜多十大夫勸

進能を批判した『舞正語磨』の序に「こゝにとしごる物せし翁は、振分髪のところほひより、まよはぬとしにいたるまで、能といふ物をこのみて」とあることから、万治元年当時、彼が四十歳を過ぎる年齢であったと推定され、そこから逆算して、元和二年（一六二一）頃の生まれではなかったかと推測されている（『鴻山文庫蔵能楽資料海内目錄 中』）。また、没年については、寛文五年に冥庵が松井与兵衛に与えた型付が残されており、同年までは活動していたことが知られている。

その冥庵の生没年について、あらためて考えてみたい。冥庵が記録に登場するのは、先に紹介した『雑録』所収の七月五日付書状が最も早いようである。ここでは「長右衛門」として彼の名前が見えるが、先にも述べたように、この書状は元和七年のものである可能性が高いと考えられる。これに続くのが、寛永三年（一六二六）のものと思われる六月七日付書状であり、ここでは「円庵」の名で見える。長右衛門は若名であり、円庵は法号であろうから、元和七年から寛永三年の間に、冥庵が若名を卒業して、元服したのだと思われる。医師が若名を法号に改める年齢が何歳頃のことなのか、他の資料で確認することは出来なかったが、仮に「円庵」名がはじめて見える寛永三年に十七歳であったとすると、生年は慶長十五年（一六〇九）となる。これに基づく、万治元年には四十九歳で、『舞正語磨』に見える「まよはぬとしにいたるまで」の文言とも、大きく食い違わない。当たらずといえども、遠からぬ推測と言えるのではなからうか。冥庵が慶長十五年頃の生まれであるとすると、従来信憑性が低いとされていた、観世文庫蔵『檜垣型付』に見える寛永六年の「真嶋円庵」の奥書も、十分に信頼に足ることになる。彼の伝書執筆の開始時期を考える際の重要な資料として、あらためて検討されて然るべきであろう。

一方、冥庵の没年についても、今回彼の事績を調べていく中で、新たな資料を見出すことが出来た。大坂の梅松院なる寺院の墓碑と過去帳がそれである。梅松院は、真嶋家と関わりの深い寺院である。すなわち、寛永年中、今橋に

住む眼科医真嶋円益の妻が、常々、観音菩薩と天神菅原道真を深く信仰し、子授けを祈願したところ、寛永七年四月、一人の息子を授かった。その息子は梅松と名づけられたが、正保二年六月、友人に誘われて淀川で川遊びをした際に誤って溺死し、十六歳の若さで早世。それを深く悲しんだ真嶋円益とその妻が、時の大坂町奉行久貝因幡守から善福寺なる廃寺の寺地を拝領し、亡き梅松の菩提を弔うために、南江和尚を請じてその地に建立したのが梅松院であるという。

このように梅松院はもともと、真嶋円益が亡き息子梅松の菩提を弔うために創建した寺院であった。以来、同寺は真嶋家の菩提寺となり、江戸初期から近代にいたる真嶋家歴代の墓石が今も多く残されている。最も古いものは、真嶋慶円信士の墓石(五輪塔)で、寛永十二年五月二十九日の忌日が刻まれ、「施主」として、「円益」ともう一人の名前が刻まれている。墓石が摩滅しているため、そのもう一人の名前が読み取れないが、おそらく宴庵の名がそこに刻まれているのであろう。円益・宴庵の兄弟が施主として、亡き父のために建立した墓石だと思われる。もともと、真嶋慶円が亡くなった寛永十二年にはまだ梅松院は創建されていない。本来、別の寺院に安置されていたのが、梅松院創建を機に、同寺に移転されたものであろう。この真嶋慶円の墓に次いで古いのが、正保二年没の真嶋梅松の墓であり、梅松院了貞信士の戒名が刻まれている。以後、大正二年没の真嶋襄一郎まで、真嶋家関係の墓石は全部で二十三基を数える。その中に、真嶋円益をはじめとする五人の合葬墓が存在し、そこには次のような戒名と忌日が刻まれている。

釈円益居士

寛文六丙午八月廿日

秋扇翁宴庵居士

万治三庚子五月三日

慈性宗見居士

元禄五壬申六月九日

釈栄寿禅尼

宝永三丙戌五月「」日

安栖斎常尚庵主 正徳二壬辰二月十九日

右の墓碑銘はいずれも同筆であり、正徳二年以後のある時点で、合葬墓として建立されたものと考えられる。もともとそれぞれ単独の墓碑が存在していたのを、ある時期にまとめて改葬したのか、あるいは当初から単独の墓碑は存在しなかったのか、そのあたりの経緯は定かでないが、ここで注目されるのは、右の墓碑銘の二番目に秋扇翁宴庵、すなわち真嶋宴庵の名が見え、万治三年の没年が刻まれていることである。

しかし、結論から言えば、この没年は大いに疑わしい。というのも、寛文四年から五年にかけて宴庵が松井与兵衛に与えた型付が数点残されており、彼が万治三年の没とすると辻褄が合わないからである。右の墓が宴庵没後すぐに建立されたものではなく、正徳二年以降の建立であるらしいことをも考え合わせると、誤った忌日が墓石に刻まれた可能性があろう。たとえば、兄の円益と弟の宴庵の忌日とを取り違えた可能性などが想定される。真嶋円益の没年として見える寛文六年が宴庵の没年であったとすると、寛文五年を最後に真嶋宴庵の足跡が途絶えることも符合するからである。

以上のことから、第六回能楽学会大会で発表を行った際には、墓石に見える真嶋円益と宴庵の忌日には誤りがあり、真嶋宴庵の没年は万治三年ではなく、円益の没年として見える寛文六年なのではないか、と報告した。その時点では、梅松院の墓石を調査するにとどまっていたが、発表後、表章氏より、右の墓石の他にも真嶋家歴代の忌日を記した過去帳が同寺に現存する由をお教え頂いた。後日、梅松院を訪れ、住職本多正道氏の御厚意によって拝見させて頂いたのが、天号と名付けられた同寺の過去帳である。梅松院の檀家の戒名を年代順に掲げたもので、江戸初期以前の檀家の分はいずれも真嶋家の人物で占められている。すなわち、筆頭に挙がっているのは、康暦二年没の大一坊良円(真嶋氏先祖)であり、その後に、慶長元年没の真嶋照斎、慶長十一年没の真嶋常賢が続いている。以下、江戸前期以前

## 25 真嶋宴庵伝追考

の真嶋家の分を抽出すると次のようになる。

康曆二申年	六月十六日	真嶋氏先祖
大老坊良圓大居士		
慶長元申年		真嶋氏先代
照斎居士		
慶長十一年午	六月十六日	真嶋氏
安栖斎常賢居士		
元和九亥年	八月八日	真嶋氏
妙圓大姉		
寛永十二亥年	五月廿九日	真嶋氏
慶圓居士		
正保二酉年		真嶋梅松殿
當院開基梅松院香賢了貞居士		
正保三戌年	四月廿六日	真嶋氏内室
妙也大姉		
万治三子年	五月三日	真嶋氏
圓益居士		
寛文六年	八月廿日	真嶋氏
秋扇翁宴庵居士		

右でまず注目されるのは、真嶋宴庵の忌日を寛文六年八月二十日とし、兄の円益の忌日を万治三年五月三日とすることである。梅松院の墓碑に円益の忌日として刻まれている年月日が、過去帳では宴庵の忌日として伝えられ、また逆に墓碑に見える宴庵の忌日が、過去帳では円益の忌日として記録されていることになる。墓碑、過去帳のいずれか

が両者の忌日を取り違えたものと考えられるが、先にも述べたように、寛文五年までは生存が確認できる真嶋宴庵が万治三年の没ということはあり得ないから、過去帳の伝える忌日を採用すべきであろう。すなわち、真嶋宴庵は寛文六年の没であり、寛文五年を最後に彼の動静を伝える記録が見えなくなるのは、彼が翌年に没したからであると考えられるのである。

最後に、これまで述べてきたことをもとに、真嶋宴庵の略伝を年表形式で記しておく。年の下に、宴庵が慶長十五年生まれと仮定した場合の年齢を記した。仮定に基づく年齢であるため、あくまで目安に過ぎないことをお断りしておく。

- 慶長十五年 1 この頃生まれるか  
 (一六一〇)
- 元和七年 12 これ以前、細川忠興のもとに預けられるか〔雑録〕  
 (一六二一)
- 寛永元年 15 父慶田、藤堂高虎の眼疾の治療のため江戸に下るか〔雑録〕  
 (一六二四)
- 寛永三年 17 この頃、九州に下向し、細川忠興とともに上洛の途につくか。これ以前に「円庵」と改名か〔雑録〕  
 (一六二六)
- 寛永六年 20 〈檜垣〉型付を書写(同書奥書)  
 (一六二九)
- 寛永十二年 26 父慶田没〔梅松院過去帳〕  
 (一六三五)
- 正保二年 36 兄円益の長子梅松没。享年十六〔梅松院寺暦〕  
 (一六四五)

- 慶安四年 (一六五二) 42 同年刊の俳諧集『昆山集』に「大坂真嶋円庵」の一句、「大坂住真嶋円益」の二句入集(『昆山集』)
- 承応二年 (一六五三) 44 江戸神田で喜多十大夫の神事能見物(『承応神事能評判』)
- 承応四年 (一六五五) 46 『舞台図作物之作法』を菅沼森之丞に相伝。奥書に「真嶋宴庵照三」とあり、これ以前に「宴庵」と改めるか(同書奥書)。
- 明暦元年 (一六五五) 46 江戸神田での喜多十大夫の神事能を見物するか(『舞正語磨』)
- 万治元年 (一六五八) 49 京都での喜多十大夫勸進能の批判を「舞正語磨」としてまとめる。秋扇翁の名乗りの初見(『舞正語磨』)
- 万治三年 (一六六〇) 51 兄円益没(『梅松院過去帳』)
- 寛文四年 (一六六四) 55 同年から翌五年にかけて、(卒都婆小町(檜垣)など、数曲の型付を松井与兵衛に順次相伝する(同書奥書)
- 寛文六年 (一六六六) 57 没(『梅松院過去帳』)

### おわりに

真嶋宴庵は大坂の眼医者真嶋慶円の次男であった。少年の一時期を九州の細川忠興のもとで過ごし、そこで能に親しんだ経験が、『実鑑抄』系伝書をはじめとする様々な能伝書の執筆に活かされたと考えられ、その精力的な伝書執筆活動は、彼が寛文六年に亡くなるまで続いた。以上が、本稿で明らかになった真嶋宴庵の伝記の概要であるが、彼の伝記をめぐっては、なお解明すべき問題が多く残されている。

例えば、宴庵は膨大な能の型付や伝書を書き残したが、彼がこれらの伝書を執筆しはじめたのがいつ頃からで、またその全容がどのようなものであったのかについては、いまだ十分に明らかになっていない。『雑録』によると、宴庵は老年にいたって秋扇翁と号し、『舞楽大全』全六十巻を著したという。この『舞楽大全』は、その題名からして、宴庵による能伝書の集大成ともいふべき大部な書物であったと思われるが、現在その伝存の有無は明らかでない。同じく『舞楽大全』なる外題を持つ書物が貞享四年（一六八七）に刊行されており、同書との関係をも疑ったが、その『舞楽大全』は、愛水子こと河合利房の編であることが明記されており、巻数も全二十二巻と一致しないから、宴庵編の『舞楽大全』とは別物と見るのがよさそうである。愛水子編の『舞楽大全』は、『所収曲とその配列、記事内容から喜多流系の能付に基づく』と考えられており（『早稲田大学演劇博物館所蔵特別資料目録5 貴重書 能・狂言篇』）、内容面からいっても、喜多十大夫を痛烈に批判した宴庵の著書とは見なしがたい。ならば、宴庵篇『舞楽大全』はどのような内容の書物だったのであろうか。

その手掛かりとなるのが、大坂の観世流浅井織之丞家に伝わった『浅井家蔵書目録』（法政大学鴻山文庫蔵）である。同書は、江戸後期の浅井家が所蔵していた能伝書や型付の目録であるが、その中に「舞楽大全巻第二十七／松風秋扇翁編」が挙がっており、これによって宴庵の編になる『舞楽大全』の实在が確認できるのである。すなわち、当時の浅井家に伝わっていた『舞楽大全』は巻二十七のみであったが、それは（松風）の型付あるいは習について書かれたものであったらしい。おそらく、宴庵編の『舞楽大全』は、こうした能の各曲の型付や、『実鑑抄』系伝書などによって構成された、能伝書・型付の集成ともいふべき書物であったのであろう。松井与兵衛に相伝された型付も、あるいはその一部ではなかったかと想像されるが、右の『浅井家蔵書目録』以外に、宴庵編『舞楽大全』の具体的な内容を伝える資料は皆無であり、現時点ではこれ以上のことは明らかにしえない。ともかく、宴庵が最終的にまとめあげた

『舞楽大全』の全容は、現在我々が見ることの出来る彼の著述の規模を、さらに大きく上回るスケールのものであった可能性がある。

また、今後解明すべき点に、これら膨大な伝書・型付の情報を、宴庵が一体どこから仕入れてきたのか、という問題がある。表章氏は、『実鑑抄』系伝書の多くが細川家中の榎嶋云庵に仮託された伝書であることなどから、宴庵が榎嶋云庵の鼓の弟子であった可能性を示唆し、また本稿では、宴庵が青年期を細川忠興のもとで過ごしていることから、細川忠興や榎嶋云庵、あるいは細川家中の能役者から教えを受け、そこで見聞きした内容をもとに、『実鑑抄』系伝書が編まれている可能性を指摘した。しかし、それが全てとは考えがたい。というのも、寛文四、五年には、金春流の型付を松井与兵衛(従来不明の人物とされているが、細川藩家老松井寄之の次男、松井与兵衛正之と同人であると考えられる)に相伝しており、宴庵が金春流の型にも通じていたことを窺わせるからである。宴庵が忠興に近侍した元和から寛永初年にかけて、忠興周辺で嗜まっていたのはもっぱら観世流の能であった。だとすれば、宴庵と金春流の接点はどこにあったのか。

ここで注目されるのは、松井与兵衛に相伝した金春流の型付が、いずれも金春七郎氏勝より相伝の由をいう点である。例えば、『定家型付』には「右之趣、末代為家之鏡、先祖善竹於是書記処也、雖为一子相伝、年来御執心不浅所、依難黙止、秘密不殘令伝受候、聊他見有間敷者也」年号月日 竹田七郎 秦氏勝判」とあり、続いて、「今春家之一子相伝」を伝える旨の宴庵の奥書がある。金春氏勝の奥書には、禅竹を「善竹」と誤るなど、『実鑑抄』系伝書と同じような用字の誤りが見られ、やはり宴庵による捏造と考えられているが、そもそも、宴庵が金春氏勝より相伝を受けること自体がありえない。金春氏勝は慶長十五年に没しており、その当時、宴庵はまだ六歳前後であったと考えられるからである。表章氏前掲論文においても、両者の年代の矛盾から「秋扇翁が氏勝から直接相伝を受けているとは

考え難い」とし、さらに氏勝が同様の型付を書き残した形跡がないことから、型付を氏勝のものとする 것과自身が疑わしいとされている。

もつとも、年代が合わないにもかかわらず、なぜ金春氏勝の名をここに持ち出したのかは、別に考えてみるべき問題であろう。『実鑑抄』系伝書に名前が見える下間少進や、氏勝の父親で、後年まで活躍した金春安照であつてもよかつたはずで、型付の権威づけという点からいえば、むしろこの二人の方が相応しかつたのではないかと思われる。この問題を考える上で参考になるのが、先にも触れた法政大学鴻山文庫蔵『道成寺型付』である。慶長十年（一六〇五）九月、金春七郎氏勝が真嶋慶円に相伝した由の奥書があるが、慶長期の型付としては記事がすこぶる詳細で、乱拍子の踏み足についても、図入りで記載するなど、『実鑑抄』系伝書と記述内容に類似する点があり、『鴻山文庫蔵能楽資料解題 中』では、同じく真嶋宴庵の編にかかる型付であると考えられている。しかし、その奥書自体には不審な点はない。「竹田今春七郎／秦氏勝」という署名は、能楽研究所蔵若窟文庫蔵の氏勝自筆謡本に見える彼の署名とほぼ同じ（今春）ではなく「金春」とあるが、江戸期には「今春」の字が広く用いられたから、転写の際に「今春」と改められた可能性があらう）であるし、花押も同一である。宴庵の父慶円ならば、金春氏勝から直接相伝を受けたとしても、年代的には矛盾がない。すなわち、『道成寺型付』が金春氏勝の編ではなく、宴庵の編であるとする確実な証拠は全く見当たらないのである。『実鑑抄』系伝書との類似も、宴庵が『道成寺型付』を参照したと考えれば説明がつく。

『道成寺型付』の編者をめぐっては、あらためてその内容を詳細に検討した上で、再考する必要があるのではなからうか。金春氏勝は慶長十五年に三十五歳の若さで早世するが、若くして（関寺小町）を舞うなど、その活動には異端めいたところが多く、父安照から一時勘当されていたと伝える。そうした彼の異端ぶりからすれば、秘曲（道成寺）の型付を素人の真嶋慶円に相伝したことも十分に考えられる。その氏勝相伝の型付が真嶋宴庵の手元にいくつか残されて

おり、彼の伝書・型付の執筆に用いられた可能性がありはしないか。仮定に基づく仮定であるため、論証は難しいが、一つの可能性として呈示しておきたい。父慶円がすでに金春流の能を嗜んでいたとすれば、宴庵が金春流にも通じていた理由を説明することも可能となるが、宴庵以前における真嶋家と能との関わりについては、今のところ、具体的な資料を何ら持ち合わせていない、なお後考に期し、ひとまず筆を擱くことにしたい。

注

- (1) 『雑録』に収められている真嶋家旧蔵の文書は、その殆どが現在失われているが、この書状のみ、原本と思われるものが現存する。すなわち、近年『清興 書画・古書籍販売合同目録第二号』（平成十九年）に細川忠興書状として掲載されたのがそれである（落合博志氏御示教）。すでに売却されていたため、現物を調査することは出来なかったが、写真で見限り、写しではなく原文書であると考えられる。おそらくは、真嶋家の文書が焼失する以前に流出したのかと思われる。文面は『雑録』所収のものと全く同じで、「御書判」の代わりに忠興の花押が押されるといった小異が見える程度である。
- (2) 表章氏の御教示によれば、長右衛門を若内老が預かっていたとも解しうるところである。
- (3) 真嶋宴庵宛の書状は他に次の二通の存在が知られる。前者は細川忠利の書状、後者は細川光尚の書状で、その内容は以下の通りである。

「  
 細越中  
 真嶋円庵  
 忠利  
 御下

一筆令申候、仍拾二進之候、先日者早々入来、満足申候、猶期面候、恐々謹言

四月廿四日

忠利御書判」

「為年申之嘉慶、五明一箱被相贈、遠路欣然之至候、猶期後音候、恐々謹言

正月廿六日

細肥後

光貞御書判

真嶋円庵老」

付記：稿をまとめるにあたり、梅松院御住職本多正道氏、本多正子氏、真島美代子氏、永青文庫にお世話になった。また、執筆過程で表章氏に御教示を受けることが多かった。末筆ながら厚く御礼申し上げます。